令和８年１月

（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業及び
（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業
環境影響評価準備書の縦覧及び説明会開催のお知らせ

「（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業」（以下、「公園整備事業」とします。）及び「（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業」（以下、「墓園整備事業」とします。）について、横浜市環境影響評価条例に基づく「環境影響評価準備書」（以下、「準備書」とします。）を作成しましたので、その概要と縦覧及び説明会の開催についてお知らせします。

１　準備書の縦覧、閲覧及び意見書の提出について

公園整備事業及び墓園整備事業の準備書は、下表のとおり縦覧及び閲覧を行います。準備書はどなたでもご覧になれます。

また、準備書の内容に関して環境の保全の見地からご意見のある方は、以下に示す期間中に意見書を提出することができます。

■準備書の縦覧及び閲覧について

縦覧	期間	令和８年１月 15 日(木)から令和８年３月２日（月)まで　※土・日・祝日・休日を除く
	場所及び時間	①みどり環境局環境保全部環境影響評価課（中区本町６丁目 50 番地の 10　市庁舎 27 階） 時間：午前８時 45 分～午後５時 15 分 ②泉区　区政推進課　企画調整係 （泉区和泉中央北５丁目１番１号　泉区総合庁舎３階） 時間：午前８時 45 分～午後５時 ③戸塚区　区政推進課　企画調整係 （戸塚区戸塚町 16 番地 17　戸塚区総合庁舎９階） 時間：午前８時 45 分～午後５時
閲覧	開始予定日	縦覧開始日以降、下記図書館において準備が整い次第閲覧することができます。
	場所	①横浜市　環境アセスメントのホームページ（みどり環境局環境保全部環境影響評価課） URL:https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozentorikumi/assessment/asesu.html 横浜市　環境アセスメント　検索 または、右の二次元コードより、ホームページにアクセスください。 ②横浜市中央図書館、泉図書館、戸塚図書館 （閲覧時間、休館日は各施設によって異なります。）

■意見書の提出について

期間	令和８年１月 15 日(木)から令和８年３月２日（月)まで　※窓口への持参は土・日・祝日・休日を除く
提出方法	Ａまたは B の方法で提出してください。 Ａ：意見書用紙※に記入して、以下の提出先へ持参または郵送（当日消印有効）にて提出 提出先：みどり環境局環境保全部環境影響評価課（中区本町６丁目 50 番地の 10　市庁舎 27 階） ※意見書の提出は、書面による提出（意見書の用紙、任意の用紙）又は電子申請により行うことができます。意見書用紙は、横浜市 環境アセスメントのホームページからダウンロードしていただくか、縦覧場所で入手してください。任意の用紙で提出する際は、提出者の住所、氏名及び電話番号並びに都市計画対象事業の名称（(仮称）深谷通信所跡地公園整備事業及び（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業）を記載してください。 B：横浜市　環境アセスメントのホームページ（みどり環境局環境保全部環境影響評価課）から電子申請で提出 URL:https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozentorikumi/assessment/asesu.html 横浜市　環境アセスメント　検索 または、右の二次元コードより、ホームページにアクセスください。

2　説明会の開催

横浜市環境影響評価条例に基づき、以下のとおり説明会を開催します。

■日程及び会場について

日程		会場	定員
２月６日（金）	午後７時～午後８時 30 分 【午後６時 30 分開場】	泉区民文化センター テアトルフォンテ （泉区和泉中央南５丁目４番 13 号）	先着 300 名
２月７日（土）	午前 10 時 30 分～午前 12 時 【午前 10 時開場】		
２月８日（日）	午前 10 時 30 分～午前 12 時 【午前 10 時開場】	戸塚公会堂 （戸塚区戸塚町 127 番地）	先着 300 名
２月９日（月）	午後７時～午後８時 30 分 【午後６時 30 分開場】		

・質疑等の状況により、終了時間が早まる場合があります。

【泉区民文化センター】

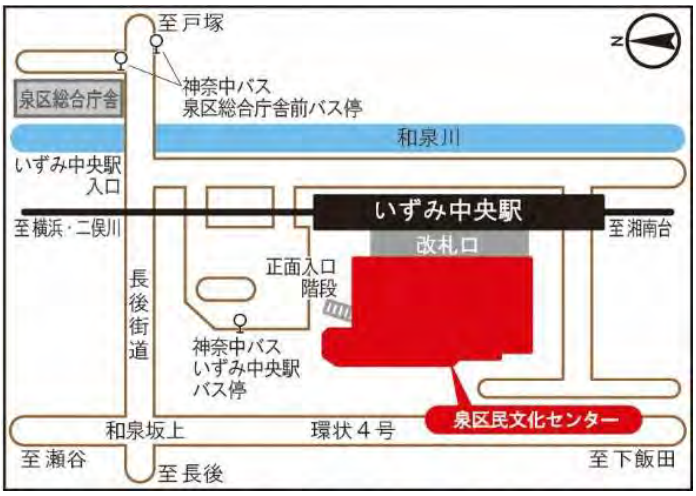

【戸塚公会堂】

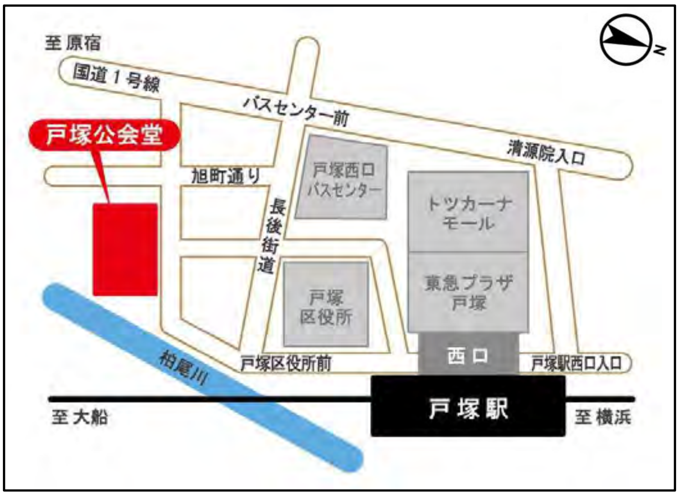

■連絡事項
・各回とも内容は同じです。説明後、質疑応答を行います。
・申し込みは不要です。当日直接お越しください。
・各会場では、音声認識アプリを使用し、質疑応答のやりとり等をリアルタイムで文字表示します。表示をご覧になりたい方は、当日受付時にお申し出ください。
・ご来場の際には、公共交通機関をご利用ください。

3　環境影響評価及び都市計画の手続の流れ

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、事業が環境に及ぼす影響について事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、市民や市長等から意見を聴く等の手続を通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させる制度です。手続の流れは次のとおりで、現在は準備書の段階となります。

また、公園整備事業と墓園整備事業は対象事業実施区域が隣接していること等を踏まえ、「横浜市環境影響評価条例」第 60 条第１項に基づき、環境影響評価準備書時点から手続を併合し、準備書以降の図書を合冊します。手続きの併合により、２事業による複合的な環境影響を予測・評価することで、地域への影響がより分かり易く示されるものとなります。

なお、環境影響評価の手続は、都市計画の手続と併せて行います。

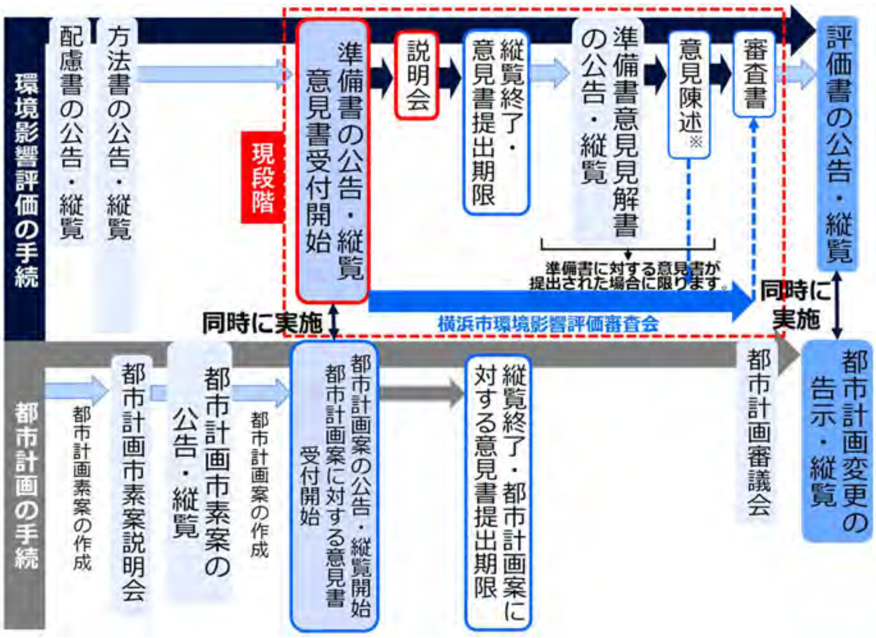

※意見陳述は、対象地域内に居住する方、及び対象地域内に事務所又は事業場を有する方又は法人その他の団体（法人その他の団体にあっては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限ります。）に限られます。意見陳述の手続は、準備書に対する意見書が提出された場合で、準備書意見見解書の縦覧期間中に対象市民等から意見陳述の申し出があった場合に行います。

＜配慮書＞
事業の計画を立案するにあたり、環境の保全について配慮すべき事項について検討を行い、その内容を記載したもの。

＜方法書＞
環境の事前調査及び影響の予測・評価をする項目や調査・予測の手法等を記載したもの。

＜準備書＞
方法書等に基づき、環境への影響を調査・予測・評価した結果等を記載したもの。

＜準備書意見見解書＞
準備書に対する環境の保全の見地から、準備書に対して市民より提出された意見に対し、事業者の見解を記載したもの。
（準備書に対する意見書が提出された場合のみ手続実施）

＜評価書＞
市長や住民等の意見を踏まえ、準備書の内容に検討を加え、環境影響評価の最終的な評価を記載したもの。

4　都市計画対象事業の概要

公園整備事業及び墓園整備事業に係る施設は都市施設として都市計画に定めることから、横浜市環境影響評価条例第 46 条の規定により、環境影響評価その他の手続は、当該都市計画に係る都市計画決定権者が、当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、都市計画の手続と併せて行います。

都市計画決定権者の名称並びに当該対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所	
【都市計画決定権者】 横浜市 【当該対象事業を実施しようとする者】 名称　横浜市 代表者の氏名　山中　竹春 主たる事務所の所在地　横浜市中区本町６丁目50番地の10	
都市計画対象事業の名称	
（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業及び （仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業	
都市計画対象事業の種類、規模	
【公園整備事業】 運動施設、レクリエーション施設等の建設 ：都市公園の新設 （第１分類事業） 敷地面積 ：約47. 7ha 形質変更区域面積 ：約47. 7ha ※公園整備事業全体の面積 ：約47. 7ha	【墓園整備事業】 運動施設、レクリエーション施設等の建設 ：第２種特定工作物の新設 （墓園） （第１分類事業） 第２種特定工作物の新設に係る面積 ：約13. 1ha （市街化調整区域） ※墓園整備事業全体の面積 ：約28. 1ha ※外周道路：約15. 0ha
対象事業実施区域	
横浜市泉区和泉町、中田町地内	

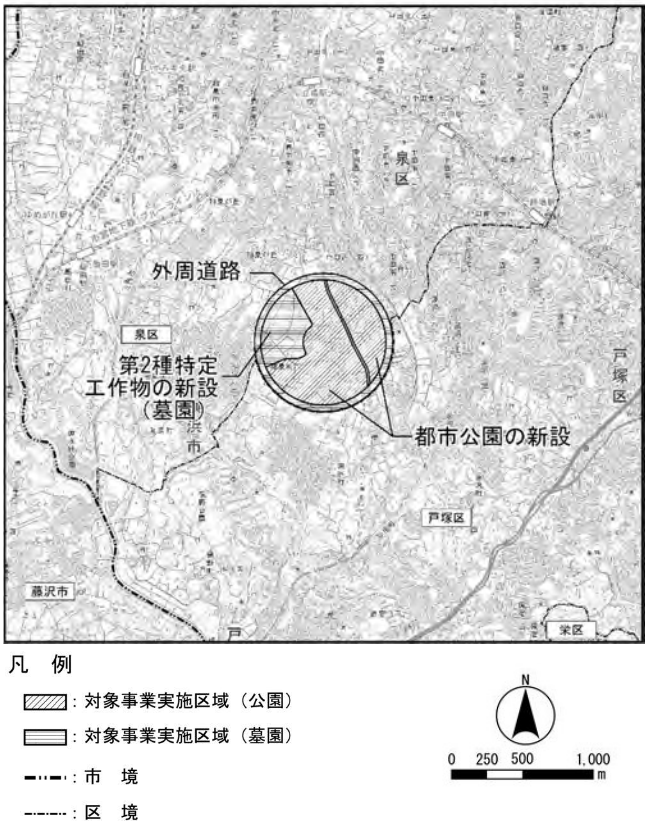

５　都市計画対象事業の計画内容

深谷通信所跡地の特性である広大な円形の空間を生かして、人と地域を災害からまもり、緑豊かな空間の中で、健康づくりに寄与する公園を中心とした、人々がふれあう活気のある空間の創出を目指します。

テーマ：『緑でつながる魅力的な円形空間』

●市民が楽しみながら元気になれる「健康・スポーツの拠点」をつくります。

●「人と人」「過去と未来」をつなぎ、「人と自然」をそだてます。

●「人と地域」を災害からまもり、「緑豊かな環境」をまもります。

■施設配置計画

深谷通信所跡地の中央には、施設全体の象徴的な施設として広大な草地広場と見晴らしの丘を配置し、市民が集う場とします。その外側には、周辺地域の方々をはじめ、広域の市民も利用するスポーツ施設を配置します。さらにその外側には、地域ふれあい広場等、周辺地域の方々が日常的に利用しやすい施設を配置します。

なお、施設や駐車場の種類、配置、数等は決定したものではなく、今後、詳細を検討します。

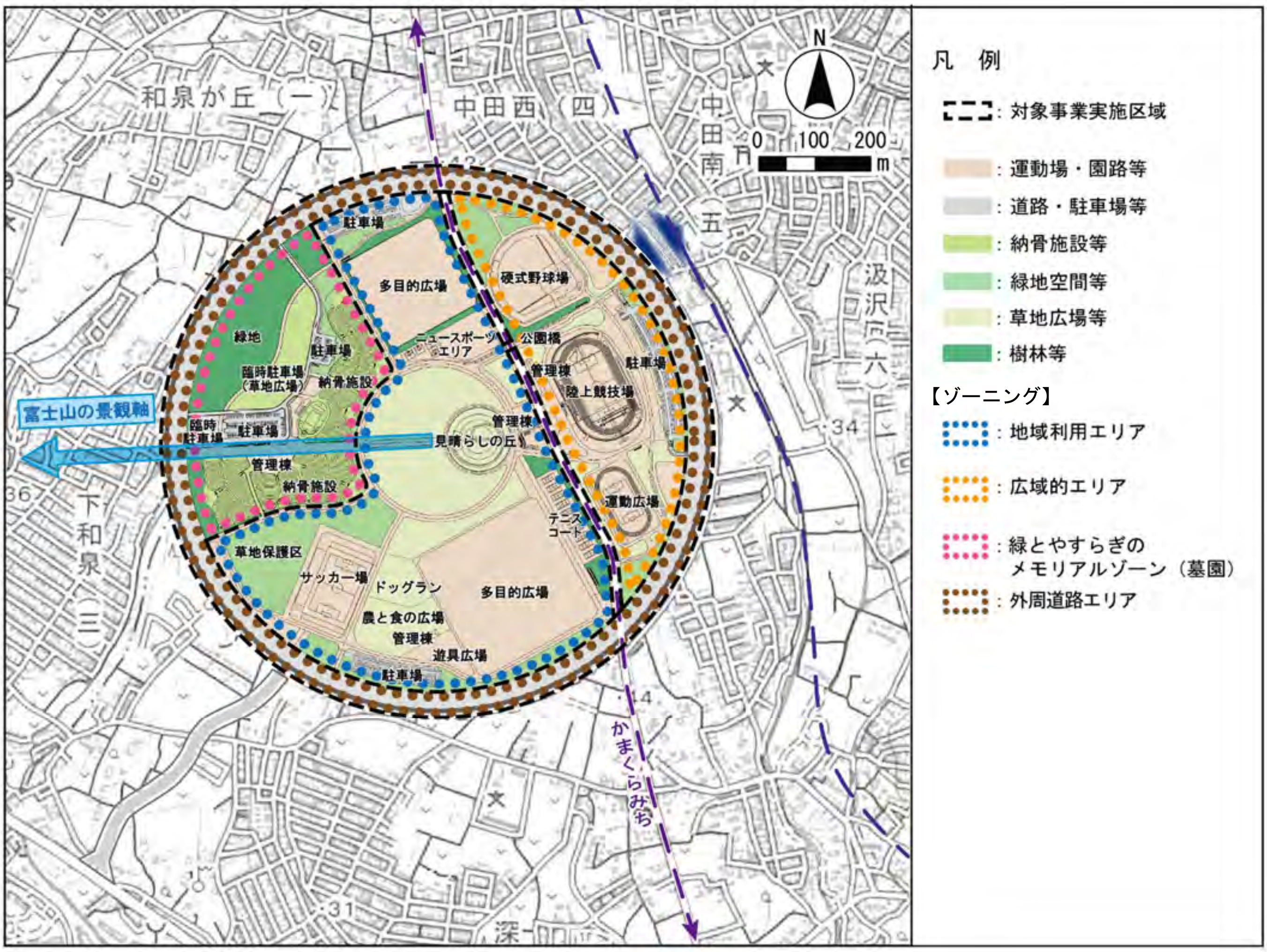

【資料：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市　平成30年２月）を基に加工して作成】

【配置計画 －公園整備事業－ 】

公園整備事業では、広大な敷地を生かして、人と地域を災害から守り、緑豊かな空間の中で健康づくりに寄与する公園とするため、広域かつ地域の防災性向上に貢献するとともに、レクリエーションやイベント、自然とのふれあい、文化活動等の様々な利用の拠点となる広場、施設及びスポーツ施設の整備を図っていきます。

広域的エリアは、市民やスポーツ団体の大会の会場等に利用できる広域的利用スポーツ施設を整備します。地域利用エリアは、地域住民や地域のスポーツ団体の練習場となる施設を整備するとともに、地域交流拠点となる広場やオープンスペース、貴重な草地環境等の自然豊かな環境の創出を行います。

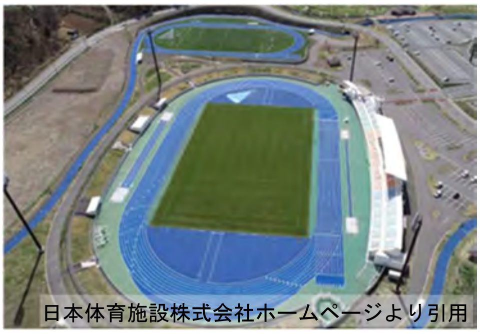

日本体育施設株式会社ホームページより引用

イメージ：陸上競技場[手前]・運動広場[奥]

イメージ：多目的広場

イメージ：見晴らしの丘

【配置計画 －墓園整備事業－ 】

墓園整備事業では、公園と一体的な緑の保全・創出を図るとともに、全市的な課題となっている墓地需要に対応するため、公園型墓園の整備を計画しています。広場のような解放感がある芝生型納骨施設や市が永年で管理し継承や将来の管理に心配がいらない合葬式納骨施設を整備します。

墓園整備事業の対象事業実施区域の外周部には、車道や歩道機能に加え、健康づくりにも寄与する外周道路を配置します。また、広域的な利用が想定される墓園は、交通利便性等を考慮して配置し、住宅地から県道 402 号（阿久和鎌倉）のバス停への歩行者動線に配慮する等、土地利用状況等にも配慮して計画しています。

メモリアルグリーン（戸塚区俣野町）

イメージ：芝生型納骨施設

メモリアルグリーン（戸塚区俣野町）

メモリアルグリーン（戸塚区俣野町）

イメージ：合葬式納骨施設

※　かまくらみちの東側（現道がある範囲）のみ配置予定としています。

イメージ：外周道路の横断構造図

【出典：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市　平成 30 年２月）】

■今後のスケジュール

深谷通信所跡地の全体面積が約 75.8ha と大規模であるため、公園及び墓園整備事業は、段階的に工事に着手し、完成した場所から部分的に供用できるよう、おおむね３段階に分けて段階的な計画・整備を行います。

公園及び墓園整備事業は、都市計画手続き終了後、準備工事として４年間程度の着工準備期間を経て、各種施設の整備に着手します。

公園整備事業は、早期に市民利用ができるよう、完成した場所から順次部分供用し、整備工事着工後 15 年程度で全面供用開始を想定しています。墓園整備事業のうち墓園は、整備工事着手後概ね５年程度での工事完了を想定し、墓園整備事業のうち外周道路は、整備工事着手後 15 年程度で全線供用開始を想定しています。

	準備工事（第 0 期） 4 年間程度	整備工事（第 1 期） 着手～5 年程度	整備工事（第 2 期） 着手後 6 年～10 年程度	整備工事（第 3 期） 着手後 11 年～15 年程度
公園	着工準備期間	整備	整備・一部供用	整備・一部供用
墓園		整備	供用	供用
外周道路	着工準備期間	整備	整備・一部供用	整備・一部供用

■工事工程

公園及び墓園整備事業は、都市計画決定手続き終了後、準備工事に着手します。早期に市民利用ができるよう、完成した場所から順次部分供用します。

工事種別		準備工事（第 0 期）	整備工事（第 1 期） 1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	整備工事（第 2 期） 6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目	整備工事（第 3 期） 11 年目	12 年目	13 年目	14 年目	15 年目
公園整備	基盤整備工																
	園路広場工																
	施設整備工																
	植栽工																
	建築工																
	公園橋工																
墓園整備	基盤整備工																
	園路広場工																
	施設整備工																
	植栽工																
	建築工																
外周道路整備	基盤整備工																
	植栽工																

■工事用車両ルート

原則として、県道 402 号（阿久和鎌倉）を出入口としたルート（主要車両動線）を利用します。

工事用車両は、右折及び左折による入退場を予定しています。なお、第０期の工事用車両ルートは、公園整備事業第２期のルートと同様のルートを予定しています。

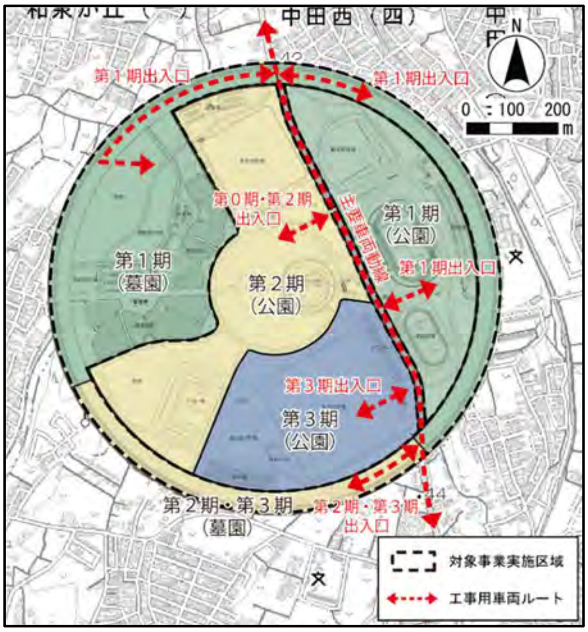

【工事用車両ルート】

■工事時間帯

工事の作業時間及び作業休止日は、原則として以下に示すとおりです。

作業時間：午前８時 00 分から午後５時 00 分まで
作業休止日：土曜日、日曜日、祝日

6 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定

事業の内容、周辺地域の特性等から判断して、「横浜市環境影響評価技術指針」の「環境影響評価項目」を踏まえ、環境への影響を予測・評価する項目を 17 項目選定しました。

選定した項目については、現地調査や資料収集により現況を把握した上で、事業による環境への影響を予測・評価し、より適切な環境への配慮を行います。

■環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境の保全及び創造に向けた基本的な考え方	環境影響評価項目		細目 ＼ 区分／環境影響要因	工事中			供用時：施設の存在	供用時：施設の供用	
				建設行為等	建設機械の稼働	工事用車両の走行	施設の存在・土地利用の変化	施設の運営	来園車両等の走行
地球環境への負担の低減	温室効果ガス		温室効果ガス	—	○	○	—	—	—
身近な自然環境の保全・再生・創造	生物多様性	動物	動物	○	—	—	○	—	—
		植物	植物	○	—	—	○	—	—
		生態系	生態系	○	—	—	○	—	—
	水循環		地下水位及び湧水の流量	○	—	—	○	—	—
			河川の形態、流量	○	—	—	○	—	—
			海域の流況	—		—	—	—	—
安心して快適に生活できる生活環境の保全	廃棄物・建設発生土		一般廃棄物	—	—	—	—	○	—
			産業廃棄物	○	—	—	—	○	—
			建設発生土	○	—	—	—	—	—
	大気質		大気汚染	○	○	○	—	—	○
	水質・底質		公共用水域の水質	○	—	—	○	—	—
			公共用水域の底質	○	—	—	—	—	—
			地下水の水質	○	—	—	○	—	—
	土壌		土壌汚染	○	—	—	—	—	—
	騒音		騒音	—	○	○	—	—	○
	振動		振動	—	○	○	—	—	○
	地盤		地盤沈下	○	—	—	○	—	—
	悪臭		悪臭	○	—	—	○	—	—
	低周波音		低周波音	—	—	—	—	—	—
	電波障害		ﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ電波障害	—	—	—	—	—	—
	日影		日照阻害	—	—	—	—	—	—
			ｼｬﾄﾞｰﾌﾘｯｶｰ	—	—	—	—	—	—
	風害		局地的な風向・風速	—	—	—	—	—	—
	安全		土地の安定性	—	—	—	—	—	—
			浸水	—	—	—	—	—	—
			火災・爆発	○	—	—	○	—	—
			有害物漏洩	○	—	—	○	—	—
快適な地域環境の確保	地域社会		地域分断	—	—	—	—	—	—
			交通混雑	—	—	○	—	—	○
			歩行者の安全	—	—	○	—	—	○
	景観		景観	—	—	—	○	—	—
	触れ合い活動の場		触れ合い活動の場	—	—	○	○	—	○
	文化財等		文化財等	—	—	—	—	—	—

〔凡例〕 ○：選定した項目 —：選定しない項目

7 予測及び評価並びに環境の保全のための措置の概要

■温室効果ガス

工事中（建設機械の稼働）

予測及び評価の概要

環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「温室効果ガス（CO_2）排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。

事業	区分	燃料	CO_2排出量（tCO_2/期間）
第0期	建設機械	軽油	286.15
公園整備事業			3,306.59
墓園整備事業			1,034.31
合計（公園及び墓園整備事業）			4,340.90
総計			4,627.05

環境の保全のための措置の概要

・建設機械の使用に際しては、可能な範囲で省エネモードでの作業に努めます。
・建設機械は、エネルギー効率の高い低燃費の機種（車種）を使用します。

工事中（工事用車両の走行）

予測及び評価の概要

環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「温室効果ガス（CO_2）排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。

事業	区分	燃料	CO_2排出量（tCO_2/期間）
第0期	大型車類	軽油	993.7
	小型車類	ガソリン	64.8
		合計	1,058.5
公園整備事業	大型車類	軽油	5,460.8
	小型車類	ガソリン	564.9
		合計	6,025.7
墓園整備事業	大型車類	軽油	1,093.3
	小型車類	ガソリン	103.2
		合計	1,196.5
		総計	8,280.7

環境の保全のための措置の概要

・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて工事用車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。
・交通誘導員を適宜配置し、工事用車両の円滑な走行を促すことで、高効率化を図ります。

■生物多様性（動物）

工事中（建設行為等）

予測及び評価の概要

工事によって対象事業実施区域内を改変するため、樹林等や草地（高茎、低茎、湿生）が消失することから、これらの環境に生息する種に影響を及ぼす可能性が想定されますが、公園及び墓園整備事業は工区を３分割にし、段階的な整備を行うことで、建設行為等による生息環境への影響は低減されると予測します。

影響が大きいと予測される種（モノアラガイ、アサヒナコミズムシ）については、工事着手前に再度生息状況を確認したうえで、必要に応じて専門家の意見等を踏まえ、移設を行うことで生息への影響に配慮します。

また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「注目すべき動物種等の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。」は達成されるものと考えます。

環境の保全のための措置の概要

・生息環境への影響が大きいと予測されたモノアラガイ、アサヒナコミズムシについては、工事着手前に再度生息の有無について確認を行い、生息が確認された場合は必要に応じて専門家の意見等を踏まえ、工事着手前に移設を行います。
・公園及び墓園整備事業は工区を３分割にし、段階的な整備を行うことで、生息環境への影響の低減を図りながら実施します。

供用時（施設の存在・土地利用の変化）

予測及び評価の概要

公園・墓園として供用するにあたっては、施設の存在・土地利用の変化によって生息環境の一時的な消失が想定されますが、樹林等や草地環境の復元を図るとともに、草地保護区の創出等により現況と同程度の機能を維持できる形で復旧を行う計画であり、時間の経過とともに生息環境として利用できる状態に回復できると考えます。よって、動物の生息環境はおおむね維持され、生息する動物相についても影響はほとんどないと予測します。

また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「注目すべき動物種等の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。」は達成されるものと考えます。

環境の保全のための措置の概要

・対象事業実施区域内にできる限り樹林等、草地（高茎、低茎）の復元を図るとともに、公園内には約2.9ha の草地（高茎）を主としたまとまった草地保護区の創出を図ることで、人圧等による動物への影響が低減できるような計画を策定します。
・保護区内は草刈りの頻度を人為的に調整し、草丈のまばらな高茎草地・低茎草地をパッチ状に形成させ、構成種や草丈が様々となる質の高い草地環境を創出・集約化を図ることで、草地（高茎・低茎）の生態系の維持・多様化を図っていきます。

■生物多様性（植物）

	予測及び評価の概要	環境の保全のための措置の概要
工事中（建設行為等）	工事によって対象事業実施区域内に生育する個体や群落の一部に影響を及ぼす可能性が想定されますが、対象事業実施区域外に生育する個体及び生育環境は維持されることから、建設行為等による生育個体及び生育環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。 また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「植物相の生育環境への影響を最小限に留め、植物相や植生の多様性を維持または回復すること。」は達成されるものと考えます。	・工事区域外への不必要な立ち入り等を制限することで踏みつけ等による保全対象種への影響回避が見込まれます。 ・工事車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努め、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響の回避又は低減が見込まれます。
供用時（施設の存在・土地利用の変化）	対象事業実施区域外における注目すべき種及び群落の生育環境は、工事完了後の供用時においても改変されないことから、施設の存在・土地利用の変化による影響はないと考えられます。また、当該地域において以前から見られた里山環境に形成された群落の復元を目指し、郷土種を主体とした生物多様性向上に貢献する植栽計画をもとに、植栽を行うことで、環境の復元も図っていきます。 また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「植物相の生育環境への影響を最小限に留め、植物相や植生の多様性を維持または回復すること。」は達成されるものと考えます。	・供用時において、可能な限り緑地を創出することにより重要な種及び群落の生育環境への影響の低減が見込まれます。 ・郷土種を主体とした生物多様性向上に貢献する植栽計画を行い、高木、中木、低木、草本で構成し、立体的な階層となるよう多様な環境の創出を図ります。

■生物多様性（生態系）

	予測及び評価の概要	環境の保全のための措置の概要
工事中（建設行為等）	工事によって対象事業実施区域内に生息・生育する種に影響を及ぼす可能性が想定されますが、公園及び墓園整備事業は工区を３分割にし、新たな生息・生育環境となる樹林等及び草地（高茎、低茎、湿生）を整備しながら、段階的に整備を行うことで影響の低減を図りながら実施されることから、建設行為等による環境類型区分の変化の内容及びその程度、食物連鎖に関する影響はほとんどなく、生態系に係る影響はほとんどないと予測します。 また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「地域の生態系に係る影響を最小限に留めること。」は達成されるものと考えます。	・動物の生息環境として質の高い草地（チガヤがまとまって生育する箇所）は極力保全するよう努めるほか、一部消失する場合は表土の移設を行います。 ・動物の避難経路の確保に配慮した施工に努め、建設機械の稼働が集中しないような工事計画を策定することにより、人圧等による動物への影響が低減できるような工事計画を策定します。
供用時（施設の存在・土地利用の変化）	草地（高茎）は供用時に一部は復元されるものの環境の多くが消失（高茎は-38.38ha）しますが、対象事業実施区域内に設置する草地保護区には約 2.9ha の草地（高茎）を主としたまとまった草地（高茎）環境の創出や草刈り頻度の人為的な調整により、草丈の疎らな高茎草地・低茎草地をパッチ状に形成させた区間を設ける等、構成種や草丈が様々となる質の高い草地環境を創出・集約化を図ることから、草地（高茎）に生息・生育する動植物種や食物連鎖への影響の低減及び回避ができるものと考えます。 また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「地域の生態系に係る影響を最小限に留めること。」は達成されるものと考えます。	・対象事業実施区域内にできる限り樹林等、草地（高茎、低茎）の復元を図るとともに、公園内には約 2.9ha の草地（高茎）を主としたまとまった草地保護区が創出されることで、人圧等による動物への影響が低減できるような管理計画を策定します。 ・草地保護区内に造成される湿生環境に際しては、現在の湿地において埋土種子が埋もれている表土を採取した後、新たに創出される湿地に移設することで、現在の湿地環境と同様の植生の復元に努めます。

■水循環

<table>
<tr><th colspan="2">予測及び評価の概要</th><th>環境の保全のための措置の概要</th></tr>
<tr><td>工事中（建設行為等）</td><td>対象事業実施区域西側のその他河川に流下する雨水調整池等の設置工事を行いますが、河川のせき止め等は行いません。
表層の敷き均しにおいて切土を行いますが、深さは地下水位より浅く、帯水層中の水の流れを遮断することはありません。
公園橋の施工においては第２帯水層まで杭基礎工事を行いますが、連続した地下構造物の設置ではなく、また工事中の地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映することから、地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。
以上のことから、建設行為等に伴う河川の流量、湧水の流量の変化は少ないものと予測します。
また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「河川の流量、湧水の流量の変化を最小限とすること。」は達成されるものと考えます。</td><td>・造成工事による裸地の早期緑化の採用等を実施します。</td></tr>
<tr><td>供用時（施設の存在・土地利用の変化）</td><td>公園及び墓園に雨水調整池を設置し、大雨時における河川下流への流量の著しい増大を防止します。
雨水調整池は帯水層に一部接しますが、地下水の流れを遮断するほどの規模とはならない予定です。その他地下水を遮断するような建物は設置しません。
公園橋の基礎杭は、第２帯水層まで設置しますが、連続した地下構造物ではなく、かつ施工時に地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映することから、地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。
以上のことから、施設の存在・土地利用の変化に伴う河川の流量、湧水の流量の変化は少ないものと予測します。
また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「河川の流量、湧水の流量の変化を最小限とすること。」は達成されるものと考えます。</td><td>・透水性舗装の採用、緑地の確保等による地中浸透量の確保をします。
・環境影響評価時の調査地点と同じ地点においてモニタリングによる河川の流量、湧水の流量の監視をします。</td></tr>
</table>

■廃棄物・建設発生土

<table>
<tr><th colspan="2">予測及び評価の概要</th><th>環境の保全のための措置の概要</th></tr>
<tr><td>工事中（建設行為等）</td><td>環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「発生する廃棄物及び建設発生土の発生抑制、再使用及び再生利用等の適切な処理が行われること。」は達成されるものと考えます。

【既存構造物の撤去に伴い発生する産業廃棄物】
<table>
<tr><th>区分</th><th>発生量</th><th>最終処分量</th></tr>
<tr><td>既存建物</td><td>5,851.2t</td><td>126.6t</td></tr>
<tr><td>工作物等</td><td>59,362.6 t</td><td>18,693.6 t</td></tr>
</table>
【計画施設の建設に伴い発生する産業廃棄物】
<table>
<tr><th>区分</th><th>発生量</th><th>最終処分量</th></tr>
<tr><td>公園整備事業</td><td>697.9t</td><td>89.4t</td></tr>
<tr><td>墓園整備事業</td><td>127.4 t</td><td>18.9 t</td></tr>
</table>
【建設行為に伴い発生する建設発生土】
<table>
<tr><th>区分</th><th>切土量</th><th>盛土量</th><th>土量</th></tr>
<tr><td>公園整備事業</td><td>175,800㎥</td><td>131,000㎥</td><td>30,244㎥（搬出）</td></tr>
<tr><td>墓園整備事業</td><td>65,735㎥</td><td>200,000㎥</td><td>156,487㎥（搬入）</td></tr>
</table></td><td>・建設資材等の搬入にあたっては、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図ります。
・工事現場内に産業廃棄物保管場所を設置して、飛散防止や分別保管に配慮することで、再利用・再資源化に寄与します。
・建設発生土は、再利用可能なものは、できるだけ場内利用もしくは他の工事現場等の受入先に搬出します。</td></tr>
</table>

	予測及び評価の概要	環境の保全のための措置の概要
供用時（施設の運営）	環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「発生する廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用等の適切な処理が行われること。」は達成されるものと考えます。	・公園及び墓園内に必要に応じゴミ箱を設置し、ごみの散乱防止を図ります。 ・園内で発生する剪定枝や草刈り等は、資源化を図ります。 ・発生した廃棄物は分別し、再資源化を行います。 ・廃棄物の分別・再資源化にあたっては、分別回収施設の設置及び公園及び墓園内利用者への周知を行い、分別・再資源化の徹底を図ります。

【施設の運営に伴い発生する廃棄物の発生量：公園】

種類	発生原単位（t/ha･年）	公園面積（ha）	廃棄物発生量（t/年）
一般廃棄物	3.17	47.7	約151.2
産業廃棄物	0.59	47.7	約28.1

【施設の運営に伴い発生する廃棄物の発生量：墓園】

種類	発生原単位（t/ha･年）	墓園面積（ha）	廃棄物発生量（t/年）
一般廃棄物	6.03	13.1	約79.0
産業廃棄物	0.23	13.1	約3.0

■大気質

	予測及び評価の概要	環境の保全のための措置の概要
工事中（建設行為等）	対象事業実施区域内の既存工作物等に石綿を含有する可能性ある建材の使用が確認されており、解体工事の実施に伴い石綿粉塵の発生・飛散のおそれが懸念されることから、既存工作物等の解体工事にあたっては、「大気汚染防止法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等の関係法令等に基づき届出を行い、飛散等の無いよう適切な措置を講じた上で除去していきます。 公園及び墓園整備事業では、これら内容を踏まえ適切な対応を図っていくため、対象事業実施区域及びその周辺への影響はないものと予測します。 また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「解体時に石綿の飛散防止措置が適切になされること。」は達成されるものと考えます。	・「大気汚染防止法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等の関係法令等に基づき作業の届出を行い、解体時には必要に応じて石綿等のモニタリング調査を実施するとともに、適正に処理を行います。
工事中（建設機械の稼働）	建設機械の稼働に伴う大気質濃度の予測結果は、環境保全目標に適合しています。	・可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用します。 ・施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避します。 ・建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。 ・工事区域境界には仮囲いを設置します。

【二酸化窒素・浮遊粒子状物質】

項目	第1期	第2期	環境保全目標
二酸化窒素 日平均値の年間98%値	0.0282	0.0288	日平均の年間98%値が0.04ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 日平均の2%除外値	0.03731	0.03740	日平均の年間2%除外値が0.10mg/㎥を超えないこと。

	予測及び評価の概要	環境の保全のための措置の概要
工事中（工事用車両の走行）	工事用車両の走行に伴う大気質濃度の予測結果は、環境保全目標に適合しています。	・極力新しい排出ガス規制適合型の車両を使用します。 ・工事用車両が特定の日、または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。 ・工事関係者に対して、工事用車両のアイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。

【二酸化窒素・浮遊粒子状物質】※

項目	地点	第0期	第1期	第2期	環境保全目標
二酸化窒素日平均値の年間98%値	地点1	0.0282	0.0281	0.0281	日平均の年間98%値が0.04ppm以下であること。
	地点2	0.0283	0.0283	0.0283	
浮遊粒子状物質日平均の2%除外値	地点1	0.03726	0.03726	0.03726	日平均の年間2%除外値が0.10mg/㎥を超えないこと。
	地点2	0.03728	0.03728	0.03728	

	予測及び評価の概要	環境の保全のための措置の概要
供用時（来園車両等の走行）	来園車両等の走行に伴う大気質濃度の予測結果は、環境保全目標に適合しています。	・従業員は公共交通機関を利用した通勤とすることで、自動車での来園を少なくするよう配慮します。 ・マイカー以外の交通手段の利用促進のため、利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。また、自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場の適切な規模・配置等について検討します。

【二酸化窒素・浮遊粒子状物質】※

項目	地点1	地点2	地点3	地点4	環境保全目標
二酸化窒素日平均値の年間98%値	0.0279	0.0279	0.0275	0.0275	日平均の年間98%値が0.04ppm以下であること。
浮遊粒子状物質日平均の2%除外値	0.03724	0.03725	0.03722	0.03723	日平均の年間2%除外値が0.10mg/㎥を超えないこと。

※地点1:高砂苑バス停前交差点北側　地点2:通信隊東側交差点南側　地点3:外周道路西側　地点4:外周道路南東側

■水質・底質

		予測及び評価の概要	環境の保全のための措置の概要
工事中	（建設行為等）	造成における切土工事は、産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が50㎝以下となるような工事は行いません。 基準不適合地点では、多くの区画で盛土工事が行われ、覆土のうえ公園を整備します。掘削や土壌の搬出を行う際は汚染土壌の飛散等を防止するために必要な措置を行います。 雨水調整池の設置工事では帯水層も含め掘削を行いますが、工事中は遮水性の高い土留壁を設置予定であることから、地下水の漏出はないものと考えられます。 工事排水については、必要に応じて処理施設により適切に処理し、周辺の公共下水道に排出する計画としているため、河川及び地下水への流入は無いものと考えられます。 以上のことから、河川の水質及び底質、湧水の水質、地下水の水質に影響を与える物質の濃度は大きく変化することはないと予測します。 また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「河川の水質及び底質、湧水の水質、地下水の水質において、水質汚濁に関する有害物質が増加しないこと。」は達成されるものと考えます。	・有害物質の発生源と思われる土壌の措置にあたっては、土壌汚染対策法や横浜市条例に則った適切な手法で処理します。 ・工事の進捗に合わせ、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」や「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に準拠し、適切な地点を選定し、水質・底質のモニタリング調査を実施します。 ・モニタリングの調査個所数及び頻度等は、必要に応じて、工事の進捗状況等に合わせて、適切になるよう見直します。
供用時	（施設の存在・土地利用の変化）	公園及び墓園整備事業では、河川水・地下水の利用、揚水は行わず、また下水も公共下水道を利用するため、有害物質の漏洩はないと考えられます。 産業廃棄物最終処分場跡地において、上部に建物は建築せず、また一部の区画では盛土を造成する予定ですが、地質の状況から圧密沈下が発生する可能性は少ないため、圧力による有害物質の漏洩も無いものと考えられます。 以上のことから、施設の存在・土地利用の変化に伴う河川の水質、湧水の水質、地下水の水質への影響は回避できるものと予測します。 また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「公園の利用用途に応じた水質が確保されること。」は達成されるものと考えます。	・緑地の整備等により、地下水の涵養に配慮します。 ・河川の水質、湧水の水質、地下水の水質については、適切なモニタリング調査を継続します。

■土壌

		予測及び評価の概要	環境の保全のための措置の概要
工事中	（建設行為等）	基準不適合地点、産業廃棄物最終処分場跡地地上部には、建物は配置を行わない計画です。造成における切土工事は、産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が50cm以下となるような工事は行いません。 基準不適合地点では、多くの区画で盛土工事が行われ、覆土のうえ公園が整備されるため、汚染土壌の拡散は生じません。一部の区画において掘削や土壌の搬出を行う際は汚染土壌の飛散等を防止するために必要な措置を行います。 雨水調整池の設置工事では掘削を行いますが、施工箇所は産業廃棄物最終処分場跡地外かつ基準不適合地点外であり、汚染土壌の拡散は生じません。 以上のことから、工事の実施による汚染物質の拡散は回避されるため、汚染土壌は拡散しないと予測します。 また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「土壌中の汚染物質の拡散が適切に防止されていること。」は達成されるものと考えます。	・基準不適合地点や産業廃棄物最終処分場跡地地上部への建物配置を行わない計画とします。 ・産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が50cm以下となるような工事は行いません。 ・基準不適合地点に対し掘削や土壌の搬出を行う際は、汚染土壌の飛散等を防止するために必要な措置（汚染土壌の搬出の際にはダンプトラック荷台にシートによる養生を行う等）を行います。

■騒音

<table>
<tr><th colspan="2">予測及び評価の概要</th><th>環境の保全のための措置の概要</th></tr>
<tr><td>工事中
（建設機械の稼働）</td><td>建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果を踏まえ、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標は達成されるものと考えます。
<table>
<tr><th>地点A</th><th>地点B</th><th>地点C</th><th>地点D</th><th>環境保全目標</th></tr>
<tr><td>79dB</td><td>83dB</td><td>74dB</td><td>74dB</td><td>85dB以下とすること。</td></tr>
</table>※2</td><td>・可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用します。
・工事計画の策定にあたっては、施工計画を十分に検討し、工事の平準化、集中稼働を回避する等の建設機械の効率的稼働に努めます。
・工事関係者に対し、建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしない等の指導・教育を徹底します。
・工事区域境界には防音シートを設置します。</td></tr>
<tr><td>工事中
（工事用車両の走行）</td><td>工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の予測結果を踏まえ、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。
<table>
<tr><th>騒音レベル
(地点1～2)</th><th>工事用車両による
騒音レベルの増分</th></tr>
<tr><td>最大68.9dB</td><td>最大0.9dB</td></tr>
</table>※2</td><td>・工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行います。
・工事関係者に対して、工事用車両に過積載をしないよう、また、アイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。
・正常な運転を実施できるよう、工事用車両の整備・点検を徹底します。</td></tr>
<tr><td>供用時
（来園車両等の走行）</td><td>来園車両等の走行に伴う道路交通騒音の予測結果を踏まえ、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。
<table>
<tr><th>騒音レベル
(地点1～6)</th><th>来園車両等による
騒音レベルの増分</th></tr>
<tr><td>最大68.9dB</td><td>最大2.3dB※1</td></tr>
</table>※2</td><td>・従業員に対しては、通勤時や業務の移動等において、可能な限り公共交通機関の利用を推奨していきます。
・施設利用者に対しては、施設供用後に開設するホームページや案内看板、パンフレット等で公共交通機関の利用を呼びかけ、自動車利用の抑制に努めます。
・荷捌き車両には過積載をしないよう、また、協力会社や従業員等に対しては、駐車場におけるアイドリングストップや、急発進･急加速、空ぶかしをしない等、エコドライブの取組を促します。</td></tr>
</table>

※1　地点3・4は来園する車両以外が通らないため、来園車両等による騒音レベルの増分は対象外となります。
※2　地点A:外周道路西側　地点B:外周道路南西側　地点C:外周道路南東側　地点D:外周道路北東側
地点1:高砂苑バス停前交差点北側　地点2:通信隊東側交差点南側　地点3:外周道路西側
地点4:外周道路南西側　地点5: 外周道路南東側　地点6: 外周道路北東側

■振動（１）

<table>
<tr><th colspan="2">予測及び評価の概要</th><th>環境の保全のための措置の概要</th></tr>
<tr><td>工事中
（建設機械の稼働）</td><td>建設機械の稼働に伴う振動の予測結果を踏まえ、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標は達成されるものと考えます。
<table>
<tr><th>地点A</th><th>地点B</th><th>地点C</th><th>地点D</th><th>環境保全目標</th></tr>
<tr><td>74dB</td><td>74dB</td><td>69dB</td><td>69dB</td><td>75dB以下とすること。</td></tr>
</table>※</td><td>・可能な限り最新の低振動型建設機械を使用します。
・工事計画の策定にあたっては、施工計画を十分に検討し、工事の平準化、集中稼働を回避する等の建設機械の効率的稼働に努めます。
・正常な運転を実施できるよう建設機械の整備･点検を徹底します。また、工事内容に合わせた建設機械を設定し、建設機械に無理な負荷をかけないようにします。</td></tr>
<tr><td>工事中
（工事用車両の走行）</td><td>工事用車両の走行に伴う道路交通振動の予測結果を踏まえ、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。
<table>
<tr><th>振動レベル
(地点1～2)</th><th>工事用車両による
振動レベルの増分</th><th>振動レベルの
要請限度</th></tr>
<tr><td>最大49.4dB</td><td>最大2.0dB</td><td>65dB</td></tr>
</table>※</td><td>・工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行います。
・工事関係者に対して、工事用車両に過積載をしないよう、また、アイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。
・正常な運転を実施できるよう、工事用車両の整備・点検を徹底します。</td></tr>
</table>

※　地点A:外周道路西側　地点B:外周道路南西側　地点C:外周道路南東側　地点D:外周道路北東側
地点1:高砂苑バス停前交差点北側　地点2:通信隊東側交差点南側

■振動（２）

<table>
<tr><th colspan="2">予測及び評価の概要</th><th>環境の保全のための措置の概要</th></tr>
<tr><td>供用時
（来園車両等の走行）</td><td>来園車両等の走行に伴う道路交通振動の予測結果を踏まえ、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。
<table><tr><th>振動レベル
(地点1～6)</th><th>来園車両等による
振動レベルの増分</th><th>振動レベルの
要請限度</th></tr><tr><td>最大46.1dB</td><td>最大4.0dB※1</td><td>65dB</td></tr></table>※2</td><td>・従業員に対しては、通勤時や業務の移動等において、可能な限り公共交通機関の利用を推奨していきます。
・施設利用者に対しては、施設供用後に開設するホームページや案内看板、パンフレット等で公共交通機関の利用を呼びかけ、自動車利用の抑制に努めます。
・荷捌き車両には過積載をしないよう、また、協力会社や従業員等に対しては、駐車場におけるアイドリングストップや、急発進･急加速、空ぶかしをしない等、エコドライブの取組を促します。</td></tr>
</table>

※1　地点３･４は来園する車両以外が通らないため、来園車両等による振動レベルの増分は対象外となります。
※2　地点 1:高砂苑バス停前交差点北側　地点 2:通信隊東側交差点南側　地点 3:外周道路西側
　　地点 4:外周道路南西側　地点 5:外周道路南東側　地点 6:外周道路北東側

■地盤

<table>
<tr><th colspan="2">予測及び評価の概要</th><th>環境の保全のための措置の概要</th></tr>
<tr><td>工事中
（建設行為等）</td><td>切土工事による帯水層中の水の流れの遮断、雨水調整池の設置工事による地下水の漏出はなく、また雨水調整池の設置工事による地下水の遮断や公園橋の杭基礎工事による、地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。このことから、工事による地下水位への影響は少なく、地盤沈下は生じないと考えられます。
一部の区画では盛土工を実施する予定ですが、地質の状況から圧密沈下が発生する可能性は少ないものと考えられます。
以上のことから、工事の実施に伴う地盤の変化は回避できるものと予測します。
また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「建設行為等に伴う地盤沈下を極力生じさせないこと。」は達成されるものと考えます。</td><td>・工事着手前から地下水位及び地表面の状況の継続的なモニタリングを行い、工事による影響を常に把握しながら適切な施工管理を行います。</td></tr>
<tr><td>供用時
（施設の存在・土地利用の変化）</td><td>雨水調整池は地下水の流れを遮断する程の規模ではなく、また公園橋の基礎杭による地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。
公園及び墓園整備事業では地下水位の低下を招くような地下水の利用･揚水は行いません。このことから、産業廃棄物最終処分場跡地において、地下水位への影響は少なく、地盤沈下は生じないと考えられます。
産業廃棄物最終処分場跡地において、上部に建物は建築せず、また一部の区画では盛土を造成する予定ですが、地質の状況から圧密沈下が発生する可能性は少ないものと考えられます。
以上のことから、施設の存在･土地利用の変化に伴う地盤の変化は回避できるものと予測します。
また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「施設の存在･土地利用の変化に伴う地盤沈下を極力生じさせないこと。」は達成されるものと考えます。</td><td>・地下水位及び地表面の状況の継続的なモニタリングを行います。</td></tr>
</table>

■悪臭

予測及び評価の概要		環境の保全のための措置の概要
工事中（建設行為等）	造成における切土工事は、産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が50cm以下となるような工事は行わないため、悪臭は発生しないと予測します。 また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「産業廃棄物最終処分場跡地があることによる悪臭について、市民が日常生活に不快を感じない程度であること。」は達成されるものと考えます。	・工事の進捗に合わせ、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」や「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に準拠し適切な地点を選定し、悪臭のモニタリングを実施します。
供用時（施設の存在・土地利用の変化）	供用時に産業廃棄物最終処分場跡地の地上部の形状の変化はなく悪臭は発生しないと予測します。 また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「産業廃棄物最終処分場跡地があることによる悪臭について、市民が日常生活に不快を感じない程度であること。」は達成されるものと考えます。	・公園及び墓園整備事業では供用時の産業廃棄物最終処分場跡地の形状の変化が無いようにします。

■安全

予測及び評価の概要		環境の保全のための措置の概要
工事中（建設行為等）	火災・爆発において、造成における切土工事は、産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が50cm以下となるような工事は行いません。また、産業廃棄物最終処分場跡地上部には建物の建設は行わないため、閉鎖した空間とはならない計画となることから、地上部では可燃性ガスは希釈され、空気は拡散、換気されるものと予測します。 有害物漏洩において、地下水位は安定しており、降水により変動する程度であり、一部は廃棄物層を通過していると考えられますが、地下水質は「水質・底質」と同様に地下水への有害物質の漏出はないものと考えられることから、地下水の水質に影響を与える物質の濃度は大きく変化することはないと予測します。 また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「火災・爆発及び有害物漏洩に係る安全が確保されていること。」は達成されるものと考えます。	・産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が50cm以下となるような工事は行わないことから、有害物質の拡散を抑制します。 ・工事の進捗に合わせ、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」や「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に準拠し適切な地点を選定し、地下水位、地下水質のモニタリングを実施します。
供用時（施設の存在・土地利用の変化）	火災・爆発において、産業廃棄物最終処分場跡地上部では、建物は建設されないため、閉鎖した空間とはならない計画となることから、地上部では可燃性ガスは希釈され、空気は拡散、換気されるものと予測します。 有害物漏洩において、地下水位は安定しており降水により変動する程度であり、一部は廃棄物層を通過していると考えられますが、地下水質は「水質・底質」と同様に圧力による有害物質の漏洩は無いと考えられ、地下水の水質への影響は回避できるものと予測します。 また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「火災・爆発及び有害物漏洩に係る安全が確保されていること。」は達成されるものと考えます。	・産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が50cm以下となるような工事は行わないことから、有害物質の拡散を抑制します。 ・公園及び墓園整備事業では、産業廃棄物最終処分場跡地周辺の地上部は、覆土を保全するため、ガスの放出抑制を行います。

■地域社会

<table>
<tr><th colspan="2">予測及び評価の概要</th><th>環境の保全のための措置の概要</th></tr>
<tr><td>工事中
（工事用車両の走行）</td><td>【交通混雑】
工事中第０期、第１期、第２期の交差点需要率は、いずれの交差点においても限界需要率を下回っており、交通処理は可能であると予測します。
車線混雑度は、以下が 1.000 を上回る結果となっており、渋滞の発生が懸念されます。
・第０期：№.１（最大 1.146）、№.５（最大 1.074）
・第１期：№.１（最大 1.165）、№.５（最大 1.074）
・第２期：№.１（最大 1.049）、№.５（最大 1.074）
※（）内は工事中交通量の車線混雑度を示します。

【歩行者・自転車の安全】
工事用車両の走行に際し、工事用車両出入口や仮設経路出入口に誘導員を配置することにより、歩行者・自転車の安全が確保されるものと予測します。

また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。」及び「歩行者等の安全な通行が確保されること。」は達成されるものと考えます。</td><td>・工事用車両が特定の日、特定の時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。
・工事用車両の滞留スペースを確保した工事用仮設経路を設けるとともに、仮設経路出入口に誘導員を配置し、対象事業実施区域周辺の混雑緩和を図ります。
・周辺に中学校等があることに留意して、工事用車両の運転者に対する交通安全教育を十分に行い、規制速度、走行ルートの厳守を徹底します。</td></tr>
<tr><td>供用時
（来園車両等の走行）</td><td>【交通混雑】
平日、休日の交差点需要率は、いずれの信号交差点においても限界需要率を下回っており、交通処理は可能であると考えます。
混雑期の交差点需要率は、№.４（深谷交番前）で 1.076 と限界需要率を上回っており、渋滞の発生が懸念されます。
車線混雑度は、以下が 1.000 を上回る結果となっており、渋滞の発生が懸念されます。
・平日：№.１（最大 1.076）、№.２（最大 1.103）
№.３（最大 1.029）、№.５（最大 1.074）
・休日：№.１（最大 1.040）、№.２（最大 1.247）
№.３（最大 1.174）
・混雑期：№.１（最大 1.439）、№.２（最大 2.061）
№.３（最大 1.402）、№.４（最大 1.248）
№.５（最大 1.076）
※（）内は工事中交通量の車線混雑度を示します。

【歩行者・自転車の安全】
外周道路は、車道と共に、沿道利用者の利便性を確保するため、歩道と自転車道を配置します。車道と自転車道の間には、副道を設置することを検討しています。
来園車両の駐車場出口に出庫灯を設置し歩行者等への注意喚起を図ることにより、歩行者・自転車の安全は確保されるものと予測します。

また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。」及び「歩行者等の安全な通行が確保されること。」は達成されるものと考えます。</td><td>・施設利用者には、施設供用後に開設するホームページや案内看板、パンフレット等で公共交通機関の利用を呼びかけ、対象事業実施区域周辺への自動車交通の集中の低減に努めます。
・イベント等開催時等来園車両の増加が想定される場合は、必要に応じて臨時駐車スペースを確保します。
・駐車場出口に出庫灯を設置する等、歩行者や自転車及び一般車両への注意喚起を図ります。
・駐車場出入口付近の植栽は、適宜剪定を行い、十分な見通しを確保します。</td></tr>
</table>

※　No.1:立場交差点　No.2:高砂苑バス停前交差点　No.3:通信隊東側交差点　No.4:深谷交番前交差点
No.5:深谷交差点

■景観

	予測及び評価の概要	環境の保全のための措置の概要
供用時（施設の存在・土地利用の変化）	主要な眺望点からの景観の変化については、眺望地点から施設等を眺望することができますが、景観構成要素の一部として認識される等で、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。 囲繞景観の変化について、場の状態及び眺めは全ての景観区で変化すると予測します。利用の状況は現況では地域住民に利用されていますが、供用後は公園及び墓園の来園者に広く利用されることが想定されます。 囲繞景観の価値は、自然性、固有性は全ての景観区で現況から大きな変化はないと予測します。視認性は低下、向上する地点があり、利用性、親近性は向上する地点があります。 また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「周辺景観との調和を著しく損なわないこと。」は達成されるものと考えます。	・樹林では、郷土種を主体とした生物多様性向上に貢献する植栽計画を行い、高木、中木、低木、草本で構成し、立体的な階層となるよう多様な環境の創出を図ります。 ・公園や墓園の建物及び工作物の形状デザイン・色彩等に配慮することで、周辺の眺望景観との調和を図ります。 ・富士山の眺望に配慮して、魅力的で個性的な景観を目指します。

【主要な眺望点からの景観の変化の例】地点 15（汲沢畑田公園）

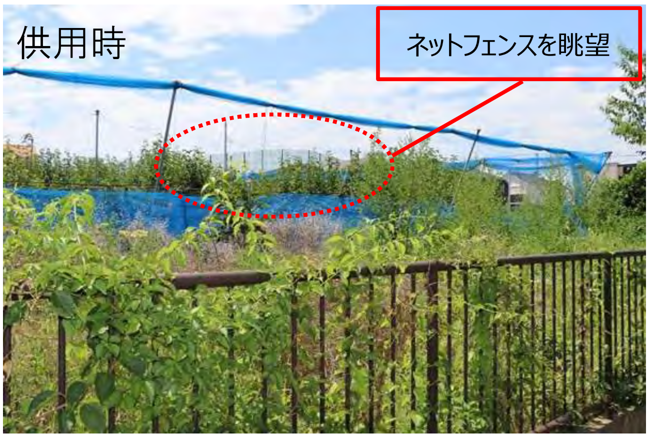

【囲景景観の変化の例】地点 22（中央広場②）

■触れ合い活動の場

		予測及び評価の概要	環境の保全のための措置の概要
（工事用車両の走行）	工事中	【触れ合い活動の場の消失又は改変の程度及び利用状況の程度】 公園及び墓園整備事業は、全面造成を基本としており、工事期間中は現在の触れ合い活動の場の機能は一時的に消失しますが、施工期間を３分割して段階的な整備を行い、完成した場所から順次部分供用する計画であり、全体としての利用停止を回避するため、利用に著しい支障が生じることはないと予測します。 【触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度】 触れ合い活動の場への経路は、工事中は通行が困難になりますが、可能な限り利用者の通行の利便性を確保します。 県道 402 号（阿久和鎌倉）の一部の区間は改変を行う予定であり、触れ合い活動の場の経路に変化が生じる可能性があると予測します。 また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「触れ合い活動の場及びその利用に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。	・工事の内容、作業時間、アクセス経路等について、可能な限り早期に周知を行います。 ・工事用車両の出入口付近に、誘導員を配置し、一般通行者、一般通行車両の安全管理や通行の円滑化に努めます。 ・工事区域境界には仮囲いを設置します。 ・工事中は対象事業実施区域内に迂回路を設定して歩行者の動線に配慮します。
（施設の存在・土地利用の変化、来園車両等の走行）	供用時	【触れ合い活動の場の消失又は改変の程度及び利用状況の程度】 現在の触れ合い活動の場は全て消失しますが、新たな触れ合い活動の場が創出されるものと予測します。 木陰の創出等来園者の活動に配慮した植栽づくりや、草地保護区等の自然的空間の創出を通じて、現況の利用形態に加えて、自然観察等の活動も期待されるものと予測します。 【触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度】 公園橋の設置、外周道路及び駐車場の整備、高砂苑バス停前交差点、通信隊東側交差点も再整備を予定しています。 公園及び墓園整備事業の実施により、現在の触れ合い活動の場への経路は一部改変を行う計画ですが、利用者の安全性や利便性の向上が図られるものと予測します。 また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「触れ合い活動の場及びその利用に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。	・改変する広場や通路等は、現況の利用状況及び経路を考慮した計画とするほか、県道 402 号（阿久和鎌倉）や外周道路からの経路を考慮した計画とします。 ・樹林では、郷土種を主体とした生物多様性向上に貢献する植栽計画を行い、高木、中木、低木、草本で構成し、立体的な階層となるよう多様な環境の創出を図ります。 ・駐車場出口に出庫灯を設置する等、歩行者や自転車及び一般車両への注意喚起を図るほか、駐車場出入口付近の植栽は、適宜剪定を行い、十分な見通しを確保します。

８ 事後調査

事後調査とは、環境影響が予測されるとして調査・予測・評価を行った環境影響評価項目に対して、予測・評価の不確実性を補い、環境の保全のための措置の適正な履行状況等を確認することを目的とし、対象事業実施区域及びその周辺の環境調査、工事または施設の状況調査等を実施するものです。

事後調査は、環境影響評価において、環境に及ぼす影響が比較的大きいと想定された環境影響評価項目、並びに予測・評価項目、環境保全措置において、不確実性が大きいと考える環境影響評価項目等を対象として行います。

なお、事後調査の対象として選定しなかった環境影響評価項目についても、環境の保全のための措置の実施状況を確認し、選定した項目の事後調査結果とあわせて報告します。

■事後調査の内容（工事中）

評価項目	細目	調査項目
生物多様性	動物	・移植により保全措置を講ずる注目すべき動物の生息状況
	植物	・移植により保全措置を講ずる注目すべき植物の生息状況
	生態系	・播種により保全措置を講ずるチガヤ群落の生息状況
地域社会	交通混雑	・工事用車両の運行台数

■事後調査の内容（供用時）

評価項目	細目	調査項目
生物多様性	動物	・動物の状況 ・生態系の状況 ・環境の保全のための措置の実施状況
	生態系	
水循環	地下水位及び湧水の流量	・地下水の状況
	河川の形態、流量	・河川の流量
地域社会	交通混雑	・建物供用後の関連車両台数

９　対象地域

「横浜市環境影響評価条例」による準備書対象地域（準備書の内容について周知を図る必要がある地域）は、大気汚染、騒音、振動、地域社会、景観等の影響を考慮し、公園整備事業及び墓園整備事業の実施により環境に影響があると見込まれる範囲として対象事業実施区域から約500m圏にかかる町丁全域としました。

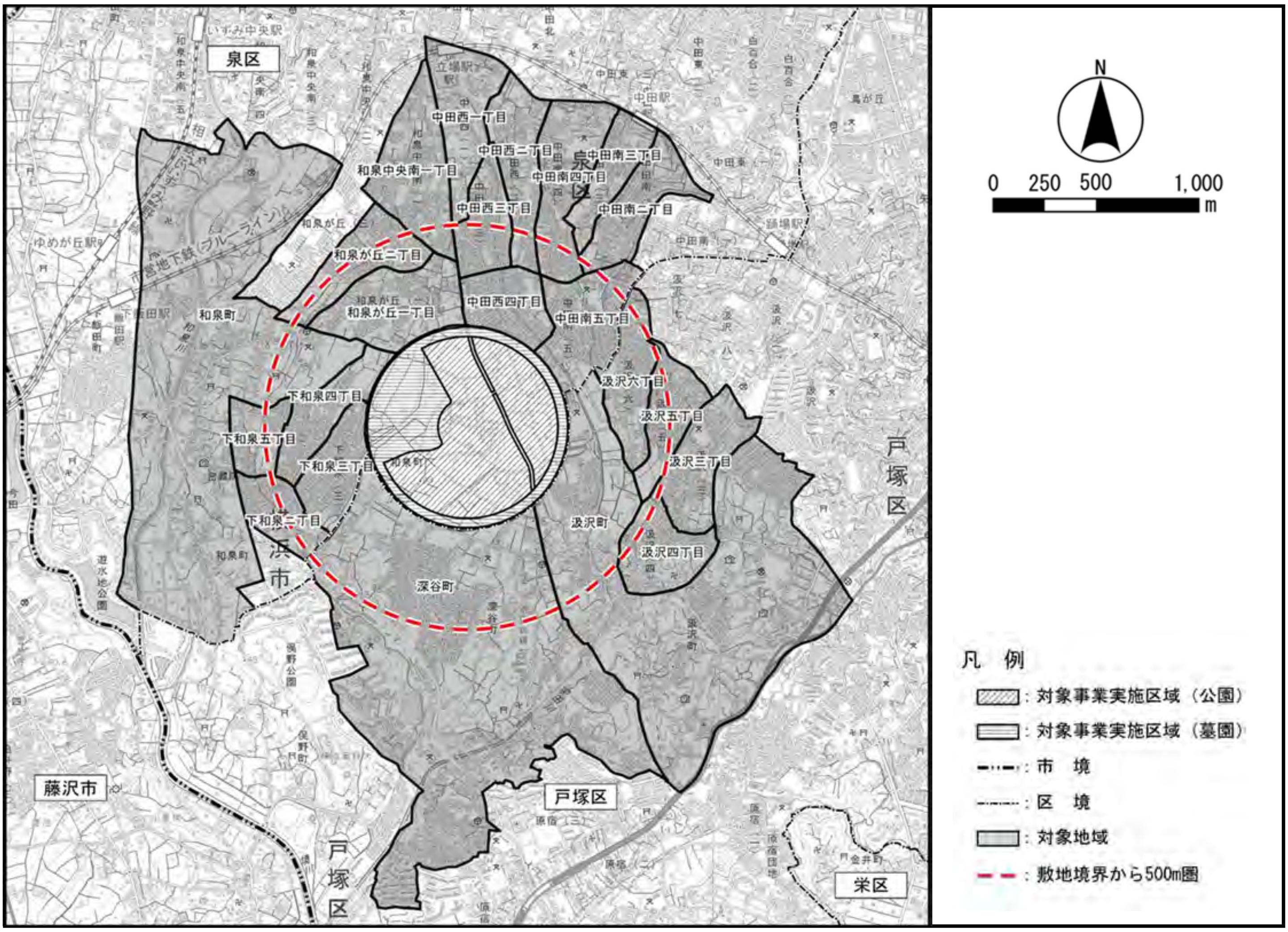

【公園整備事業・墓園整備事業】対象地域は大気汚染、騒音、振動、地域社会、景観等の影響を考慮し、環境影響を受けるおそれがある範囲として対象事業実施区域から500m圏にかかる町丁の全域及び一部地域としました。

（戸塚区）深谷町、汲沢町、汲沢三丁目、汲沢四丁目、汲沢五丁目、汲沢六丁目

（泉区）和泉町、下和泉二丁目、下和泉三丁目、下和泉四丁目、下和泉五丁目、和泉が丘一丁目、和泉が丘二丁目、和泉中央南一丁目、中田西一丁目、中田西二丁目、中田西三丁目、中田西四丁目、中田南二丁目、中田南三丁目、中田南四丁目、中田南五丁目

また、都市計画に関する説明会の周知範囲等を踏まえ、下記の地域にも周知を行います。

（戸塚区）県ドリームハイツ自治会　（泉区）下和泉一丁目、和泉が丘三丁目

１０　お問合せ先

＜都市計画手続、説明会の開催について＞
横浜市建築局都市計画課　TEL：045-671-2657　FAX：045-550-4913

＜準備書及び事業計画の内容について＞
【公園整備事業】
横浜市みどり環境局公園緑地事業課　TEL：045-671-4611　FAX：045-671-2724
【墓園整備事業】
横浜市健康福祉局環境施設課　TEL：045-671-4387　FAX：045-664-6753

＜環境影響評価手続について＞
横浜市みどり環境局環境影響評価課　TEL：045-671-2495　FAX：045-663-7831